

我々は農村景観の保全形成にどのようなアプローチができるか

How Can We Approach the Preservation and Creation of Rural Landscape?

九鬼康彰
Yasuaki KUKI

1. 本稿のねらい 2005年6月ようやく景観法が全面施行され、我が国における景観行政は大きな節目を迎えた。ここに至るまでの政策上のポイントとしては、1998年3月に閣議決定された全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」に始まり、2003年に公表された「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」、そして「水とみどりの“美の里”プラン21」などが挙げられるが、今回の景観法施行と2005年4月に行われた文化財保護法の改正によって、良好な景観形成を我が国共通の政策目標として推進させる体制は整ったと考えられる。

上記の制度を利用した、多様な景観保全・形成への取り組みの増加が今後期待されるが、その際には農業土木や農村計画の分野が携わる場面も必然的に増えるであろう。したがって我々の分野が農村の景観をどのように捉え、景観の保全・形成に対してどのような支援ができるかを整理しておくことは重要と考える。本報告では農村の景観形成に向けた取り組み手法、さらには取り組みにおいて想起される問題点について私見を述べる。

2. 景観形成の手法 農村における景観形成への取り組み方について、1つの考えを示したのが Fig.1 である。取り組み方は、大きく景観に働きかける主体である「人」を対象とする場合と、働きかけられる客体としての「もの(点)」や「面」を対象とする場合に分けられる。また、いずれの場合も取り組みの前に現状の評価と目標の設定が必要となる。一方美の里づくりガイドライン²⁾によると、美しい農村の成立背景には“活力のある農林業”、“豊かな自然環境”、“伝統文化の息づく社会”、そして“都市との交流”があるとされている。Fig.1とガイドラインの双方に共通する、農村において農林業が精力的に行われていることや、自然や歴史環境が健全に守られていることを実践するためには、これまで農業土木や農村計画の分野が培ってきた環境配慮型の整備手法や地域づくりの手法が役立つと考えられる。また美しいものをつくったり、美しくないものを変えることによる景観形

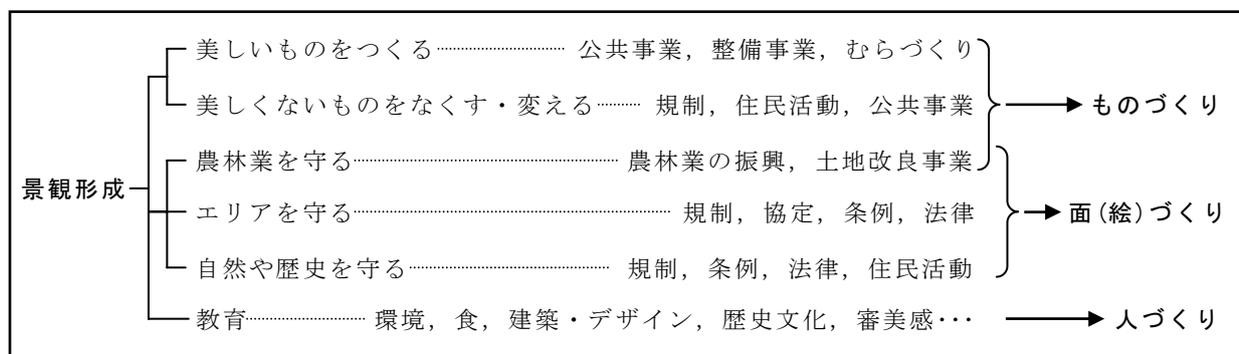


Fig.1 農村の景観形成に向けた取り組み方の分類 (楠本¹⁾をもとに筆者が作成)
Classification of the measures to improve rural landscape

成の具体例としては、農業集落排水処理施設のデザインやコンクリート三面張り水路の親水機能を持つ形態への変更などで貢献できる部分は大きい。このように、実際に景観形成に向けた取り組みの方向性や内容が決まっている場合には、大きな問題点は見あたらない。

しかし課題、もしくは弱点と考えられる面もいくつか存在する。1つは現状の評価について、武内³⁾が述べるように景観には科学的^{注)}な面と審美的な面の二面性があるため、2つの基準をどのように用いて評価を下すのか、あるいは美醜が基準とされる場合は、その評価手法や結果に対する信頼性が定まっていない点が弱点として挙げられる。また近年、農業土木は生態系の領域にも積極的に関わっているが、景観形成を考える場合、生物多様性と審美的の相互関係についてのイメージを明確にしておくことも大切だと考える (Fig.2)。さらに、人づくりを目的とした教育の方法については、水土里ネットを中心に開催される「田んぼの学校」や小学校での食育といった取り組みが続けられているが、我が国の農村における好ましい景観像やデザイン、評価に関する教育はこれからの発展が期待される段階であり、いずれの面でも教育による効果が発揮及び検証されるには長期的な視点が必要となる。

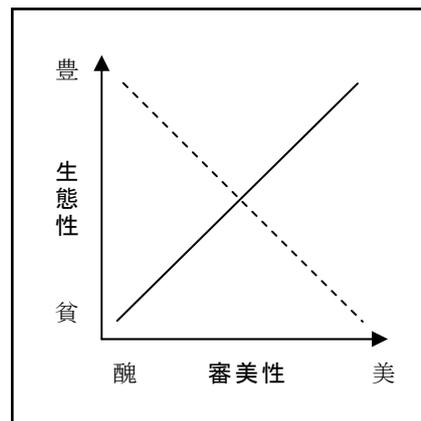


Fig.2 審美性と生態性の関係
Relation ecological data and evaluation of landscape beauty

3. 取り組みの階層性 2005年度から地域住民が一丸となって地域の景観を保全・形成し、かつ今後の継続性が見込まれる活動や取り組みを審査対象とする美の里づくりコンクールが始まった。第1回の受賞地区 (Table 1) をみると、景観法施行以前から多様な取り組みが行われていることが再確認できる一方、Fig.1に示すものづくり、面づくり、人づくりを各地区がどのような方法で達成しているかを検討し、市町村や都道府県レベルでは地区レベルの取り組みをどのように捉え、支える必要があるかを整理する必要も問われよう。

Table 1 第1回美の里づくりコンクール受賞地区の概要
Outlines of 6 organisations which won the 1st “Binosato-dzukuri” contest in 2005

市町村	愛媛・内子町	山形・朝日町	滋賀・高島市	栃木・茂木町	兵庫・東条町	兵庫・佐用町
取組団体	石畳を思う会	榎平棚田保全推進委員会	針江区 (新旭町)	竹原郷づくり協議会	揖鹿谷土地改良区	田和集落
主な活動内容・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・S62年から「村並み保存運動」を展開 ・水車小屋の復元やホタル保護といった文化継承や環境保全の実施 ・H14年から自治会主体で計画を作り、景観整備や交流事業を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・町全体がエコマニユームでそのサイトの1つ ・棚田百選に選ばれた棚田と隣接する展望地の保全活動を実施 ・各種のワークショップを並行して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・伏流水から湧き出る清水を生活用水として屋敷内で利用 ・屋敷からの水は町内の水路を通り、藻・魚の生息場所となる ・テレビ放映で増えた訪問客に対応する組織を結成 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内の農地、水路、農道等を集落全体で管理 ・竹林や里山管理をボランティアとともに実施 ・オーナー制度での都市農村交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備が契機 ・酒米や黒大豆等を集落営農で栽培 ・畦畔や法面での植栽(地覆植物・彼岸花の移植) ・ビオトープ水路の整備 ・米作り体験による都市農村交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・H9年度から棚田保全ボランティアとの交流活動を開始 ・住民とボランティア間で条例に基づく景観形成等に關する住民協定を締結

注) ここではランドスケープ・プランニングの分野で主対象となる生態系に関する指標を指す。

参考文献 1) 楠本侑司 (1998): 農村地域のデザイン手法—新しい農山村風景を生み出す—, 農村計画, No.45, pp.22~28. 2) 農林水産省農村振興局 (2004): 美の里づくりガイドライン, p.207. 3) 武内和彦 (2002): 対談 言語としてのランドスケープ, 科学, Vol.72 No.5, pp.518~529.